

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	市民活動の促進		評価方式	総合 (実績) 事業	番号	1
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
（ 当 初 ）	305,226	293,116	190,225	145,196		
（ 補 正 後 ）	294,940	268,029				
前年度繰越額（千円）	0	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	294,940	268,029				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	216,222	203,295				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	78,718	64,734				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法						
政策評価結果を受けて 改善すべき点	NPOホームページの維持・管理を行っているNPO情報管理・公開システム等について、現行サーバー等の入替に伴い、機器賃借及び業務運用支援について効率化を図る。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	今後も法人数の増加が予想される中で、引き続き認証・監督業務が適切に行われる必要があるため、体制の整備を図る。IT利用による情報提供に関しては、NPOホームページのアクセス件数を減少させないよう、ホームページの利便性等を考慮し、情報提供の円滑化に努めることとする。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名		市民活動の促進				番号	1		(千円)	
		予 算 科 目						政策評価結果等 による見直し額		
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額				
対応表において● となっているもの	A	1	一般	内閣本府	市民活動促進費	市民活動の促進に必要な経費	190,225	145,196	-27,965	
	A	2								
	A	3								
	A	4								
	小計							の内数	の内数	-27,965
対応表において◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計							の内数	の内数	0
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	<	>
	C	2					<	>	<	>
	C	3					<	>	<	>
	C	4					<	>	<	>
	小計							の内数	の内数	<>
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	<	>
	D	2					<	>	<	>
	D	3					<	>	<	>
	D	4					<	>	<	>
	小計							の内数	の内数	<>
合計							0 の内数	0 の内数	-27,965	

政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年 8月

担当部局名：大臣官房市民活動促進課

<p>政策名</p>	<p>市民活動の促進</p>	<p>番号</p>	<p>1</p>																																							
<p>政策の概要</p>	<p>特定非営利活動法人は、「新しい公共」の担い手の一つとして、今後ますます重要な役割を果たすことを期待されており、特定非営利活動促進法の適切な施行等により、市民活動の促進を図る。</p>																																									
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（総合的評価） 特定非営利活動法人は、全国で約4万法人を数えており、社会において広く認知されている。また、質の向上のためには、市民の目にその活動を晒すことが必要であり、NPOホームページにおいて、各法人について広範に情報提供を行ってきた。 さらに、内閣府においてNPOと行政との連携・協働の優良事例を紹介しているが、それについても高い評価を得ている。</p> <p>（必要性） 公共サービスの提供主体として、従来の行政機関だけが担うのではなく、国民や市場・企業も含めた多様な担い手が、多様な分野で参加する、いわゆる「新しい公共」の考え方がこれからの重要な政策課題の一つとして注目されている。この「新しい公共」の担い手の一つが特定非営利活動法人である。同法人は、「新しい公共」の担い手の一つとして、今後ますます重要な役割を果たすことが期待されており、法の適切な施行等を通じた市民活動の促進の必要性が高まっている。</p> <p>（効率性） 特定非営利活動法人の認証・監督のための事業報告書等の検査作業及びNPOホームページ掲載のための事業報告書等の電子化作業等については、引き続き、一般競争を行い、業務の効率的な実施を図った。 また、「官民パートナーシップ確立のための支援事業」の採択にあたっては、事業内容に基づき請負額の精査を行い、経費削減に努めた。なお、当該事業の事業成果に関するフォーラムの開催を見直し、効率的な実施に努めた。</p> <p>（有効性） 申請の受理から認証・不認証までの法定期間の遵守などは、制度全般の信頼性の維持に有効だったと考えられる。NPOホームページの運用においては、法人の事業報告書等の情報を速やかに掲載していることで、認証・監督を行う際の広範な情報提供に有効に働いていると考えられる。 また、NPOと行政との連携・協働の推進を目的として行った「官民パートナーシップ確立のための支援事業」の優良事例について、想定以上の肯定的な評価が得られたことで、関係者の新たな取組を行う意欲を高めることに結びついた。</p> <p>（反映の方向性） 今後も法人数の増加が予想される中で、引き続き認証・監督業務が適切に行われる必要があるため、体制の整備を図る。IT利用による情報提供に関しては、NPOホームページのアクセス件数を減少させないよう、ホームページの利便性等を考慮し、情報提供の円滑化に努めることとする。 また、財政基盤への不安の声が多いことを受けて、法人を巡る税制のあり方を見直すべく、税制調査会市民公益税制PT「中間報告書」の内容の平成23年度税制改正における実現に向けて、法の所管庁の立場から総務省・財務省等と共に検討を進めていく。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="443 1429 1442 1664"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定非営利活動促進法に基づく認証・不認証を4ヶ月で行う。</td> <td>特定非営利活動促進法に基づく認証・不認証までの期間(4ヶ月以内)</td> <td>ヶ月以内</td> <td></td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第2項に基づく縦覧2ヶ月、第12条第2項に基づく認証又は不認証の決定期間2ヶ月以内の計4ヶ月以内と設定した。</td> </tr> <tr> <td>NPOホームページへのアクセス数について、平成20年度実績以上(月平均43,000件)のアクセスを得る。</td> <td>NPOホームページへのアクセス数の増加(平成20年度実績以上)</td> <td>件</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>45,303</td> <td>43,000以上</td> <td>昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動促進法に係るシンポジウム・研修会等についてのアンケートの肯定的な評価を70%以上得る。</td> <td>特定非営利活動促進法に係るシンポジウム・研修会等についてのアンケートの肯定的な評価の割合(70%以上)</td> <td>%</td> <td></td> <td>—</td> <td>93</td> <td>95</td> <td>70以上</td> <td>昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	特定非営利活動促進法に基づく認証・不認証を4ヶ月で行う。	特定非営利活動促進法に基づく認証・不認証までの期間(4ヶ月以内)	ヶ月以内		4	4	4	4	特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第2項に基づく縦覧2ヶ月、第12条第2項に基づく認証又は不認証の決定期間2ヶ月以内の計4ヶ月以内と設定した。	NPOホームページへのアクセス数について、平成20年度実績以上(月平均43,000件)のアクセスを得る。	NPOホームページへのアクセス数の増加(平成20年度実績以上)	件		—	—	45,303	43,000以上	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。	特定非営利活動促進法に係るシンポジウム・研修会等についてのアンケートの肯定的な評価を70%以上得る。	特定非営利活動促進法に係るシンポジウム・研修会等についてのアンケートの肯定的な評価の割合(70%以上)	%		—	93	95	70以上	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																												
				19年度	20年度	21年度																																				
特定非営利活動促進法に基づく認証・不認証を4ヶ月で行う。	特定非営利活動促進法に基づく認証・不認証までの期間(4ヶ月以内)	ヶ月以内		4	4	4	4	特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第2項に基づく縦覧2ヶ月、第12条第2項に基づく認証又は不認証の決定期間2ヶ月以内の計4ヶ月以内と設定した。																																		
NPOホームページへのアクセス数について、平成20年度実績以上(月平均43,000件)のアクセスを得る。	NPOホームページへのアクセス数の増加(平成20年度実績以上)	件		—	—	45,303	43,000以上	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。																																		
特定非営利活動促進法に係るシンポジウム・研修会等についてのアンケートの肯定的な評価を70%以上得る。	特定非営利活動促進法に係るシンポジウム・研修会等についてのアンケートの肯定的な評価の割合(70%以上)	%		—	93	95	70以上	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。																																		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																																							
<p>第173回国会鳩山総理大臣所信表明演説</p>		<p>平成21年10月26日</p>	<p>私が目指したいのは、人と人が支え合い、役に立ち合う「新しい公共」の概念です。「新しい公共」とは、人を支えるという役割を、「官」と言われる人たちだけが担うのではなく、教育や子育て、街づくり、防犯や防災、医療や福祉などに地域でかかわっておられる方々一人ひとりにも参加していただき、それを社会全体として応援しようという新しい価値観です。(中略) 政治ができることは、市民の皆さんやNPOが活発な活動始めたときに、(中略)、市民やNPOの活動を側面から支援していくことこそが、21世紀の政治の役割だと私は考えています。</p>																																							
<p>第174回国会鳩山総理大臣施政方針演説</p>		<p>平成22年1月29日</p>	<p>今、市民やNPOが、教育や子育て、街づくり、介護や福祉など身近な課題を解決するために活躍しています。(中略) こうした人々の力を、私たちは「新しい公共」と呼び、この力を支援することによって、自立と共生を基本とする人間らしい社会を築き、地域の絆を再生するとともに、肥大化した「官」をスリムにすることにつなげていきたいと考えます。(中略) こうした活動を担う組織のあり方や活動を支援するための寄付税制の拡充を含め、これまで「官」が独占してきた領域を「公(おおよげ)」に開き、「新しい公共」の担い手を拡大する社会制度のあり方について、5月を以て具体的な提案をまとめてまいります。</p>																																							